

令和5年 支部事業計画(案)について

令和5年度 事業計画（和歌山支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>(1) 健全な財政運営</p> <p>①中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>②今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>(2) サービス水準の向上（業務グループ）</p> <p>①現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</p> <p>②お客様の利便性向上や負担軽減の観点から郵送による申請を促進する。</p> <p>③お客様満足度調査・お客様の声に基づき、相談・照会に的確に対応する相談体制等の質の向上を図ることで、サービスの改善を推進する。</p>

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

- KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする

(3) 限度額適用認定証の利用促進（業務グループ）

- ①オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ②医療機関の窓口で所得区分を確認できる制度について、積極的に周知を図る。
- ③ホームページなど支部の広報媒体を通じて限度額適用認定証の利用促進の広報を行う。

(4) 現金給付の適正化の推進（業務グループ）

- ①標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ②傷病手当金と障害年金等の併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、協会けんぽ本部を経由して、国に対し制度整備などの意見発信を行う。
- ③不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化プロジェクトチームにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。

④柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

（5） 効果的なレセプト内容点検の推進（レセプトグループ）

①内容点検については、レセプト点検効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的な点検を推進する。また、支部内勉強会や近隣支部との合同勉強会、外部講師による研修等を通じて点検員のスキルアップを図り、点検効果額の向上に取り組む。

②社会保険診療報酬支払基金の審査事務集約に関し、審査観点の変更などの情報を支部内で共有し状況に対応した再審査請求を行っていくとともに、疑義案件は近畿審査事務センターの見解を確認し対応する。

③資格点検については、審査支払機関から受領したレセプトの内、システムによる一括審査で点検対象となったレセプトについて、すみやかに確認を実施して医療機関への照会・レセプトの返戻及び加入者への返還措置を確実に実施する。また、回答書の登録については、すみやかにOCR登録を行うことを定着させる。

④外傷点検については、負傷原因照会や事業主等に対する照会を通じて、業務上や通勤災害及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握して、医療機関への照会・レセプトの返戻及び加入者への返還措置を確実に実施する。また、回答書の登録については、すみやかにOCR登録を行うことを定着させる。

⑤加入者に対して年1回医療費通知の送付を実施する。また、毎月高額査定通知の送付を実施する。

⑥毎月、多受診者のレセプトを抽出し、通知対象となる加入者の受診状況の把握に努める。受診状況に改善が見られない

加入者に対しては、適正受診のお知らせ文書や受診状況に係る照会文書を送付する。また、必要に応じて保健師とともに訪問による指導を実施する。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

※電子レセプトの普及率は98.7%（2021年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

- KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする
（※） 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額
- ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

（6） 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進（レセプトグループ）

①日本年金機構の資格喪失処理後、早期に健康保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、「被保険者証回収不能届」を活用した電話催告等を強化する。また、事業所等へ資格喪失届への健康保険証添付及び健康保険証の早期返納の徹底を周知する。

なお、任意継続資格取消者等の債権発生見込みの高い者については、必要に応じて電話や訪問等の督促を行う。

②発生した債権については、「債権回収フローチャート」に基づき、文書または電話及び訪問による催告を計画的に実施し、早期の債権回収に取り組む。

③複数回の催告を実施しても支払いに応じない債務者については、弁護士名による催告や支払督促等の法的手続きを積極的に活用して債権回収率の向上を図る。なお、支払督促等を実施しても納付に応じない債務者については、給与や預金等の差押えによる強制執行手続きにより債権回収強化に取り組む。

④レセプト振替サービスの対象外となる資格喪失後受診の返納金で、国民健康保険に加入している者については、保険者間調整を積極的に活用して、債権の回収率の向上を図る。

⑤債権会議を毎月開催し、債権の管理回収について進捗管理を行う。

【困難度：高】

電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

（7） 被扶養者資格の再確認の徹底（業務グループ）

マイナンバーを活用及び日本年金機構との連携により、被扶養者資格の再確認を徹底する。それにより、本来被扶養者資格を有しない者による無資格受診の防止を図る。また、未提出事業所に対して、文書や電話連絡により提出を促す。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする

（8） オンライン資格確認の円滑な実施

①オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。

②「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）においてオンライン資格確認等システムの更なる拡充が盛り込まれたことを踏まえ、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

（9） 業務改革の推進（業務グループ）

- ①現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ②職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。
- ③相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化する。併せて、効果的な研修等を通じて相談業務の品質の向上を図る。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

2. 戦略的保険者機能関係

(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

- ・「特定健診・特定保健指導の推進」「コラボヘルスの取組」「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画について、6か年計画の目標達成に向けて最終年度の取組を着実かつ効果的・効率的に実施する。
- ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて第2期保健事業実施計画のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。
- ・第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、第4期特定健康診査等実施計画の策定と併せて、データ分析に基づく地域の特性に応じた第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。

上位目標：人工腎臓（人工透析）新規患者数を年間30人未満とする。[2027年度（令和9年度）：30人未満（目標）]

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上（保健グループ）

- ①生活習慣病予防健診について、自己負担額が引き下げとなることを事業所だけではなく被保険者個人にも広報することで、実施率の向上を図る。
- ②事業者健診データ取得促進に向け、労働局等関係機関と連携を図っていく。また、外部委託業者による同意書取得・データ取得勧奨を実施するとともに、健診機関へもデータ作成等協力要請を実施する。
- ③被扶養者の特定健診実施率向上に向けて、自治体との連携を推進し、がん検診との同日実施の拡大を図る。また、協会主催の集団健診については、ホテルや商業施設を会場にした日程の増加やオプション健診の内容を充実させることにより、申込率の向上を図る。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数： 117,723人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率 61.3%（実施見込者数： 72,150人）
- ・ 事業者健診データ 取得率 14.0%（取得見込者数： 16,500人）

■ 被扶養者（実施対象者数： 35,555人）

- ・ 特定健康診査 実施率 31.0%（実施見込者数： 11,020人）

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を61.3%以上とする
② 事業者健診データ取得率を14.0%以上とする
③ 被扶養者の特定健診実施率を31.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上（保健グループ）

- ① 健診機関等の外部委託による特定保健指導の推進を図る。
- ② 「健診当日の初回面談」が実施できる健診機関の拡大を図る。
- ③ ICTの活用や休日・夜間の保健指導利用等の体制を引き続き構築し、特定保健指導利用者の利便性の向上を図る。
- ④ 「健診・保健指導カルテ」等の活用により、影響度が大きいと見込まれる事業所等を選定し、事業所訪問や電話による利用勧奨を実施する。
- ⑤ 令和6年度から開始される第4期特定健康診査等実施計画において、腹囲2cm・体重2kg減を達成した場合には保健指導の介入量（支援回数や支援時間など）を問わずに特定保健指導を終了する等、成果が出たことを評価するアウトカム

指標が導入されることから、実施に向けた研修等を行う。

⑥保健事業の各種取組を支える専門職たる協会保健師について、支部において複数名体制を構築するため、計画的かつ継続的な採用活動を行うなど、採用活動の強化を図り、その確保に努める。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数： 18,085人）

・ 特定保健指導 実施率 38.0%（実施見込者数： 6,880人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数： 1,036人）

・ 特定保健指導 実施率 33.8%（実施見込者数： 350人）

■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を38.0%以上とする

②被扶養者の特定保健指導の実施率を33.8%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進（保健グループ）

①未治療者に対する受診勧奨を実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、高血圧・高血糖・LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施する。

○文書・電話による二次勧奨を実施する。

○特定保健指導対象者と併せて、事業所訪問時に面談による受診勧奨を実施する。

②血圧高値者に対する早期受診勧奨対策として、健診機関へ受診勧奨の協力依頼を行う。

○健診受診時に、血圧高値者を対象に高血圧予防啓発リーフレットを配布し、受診勧奨を実施する。

③糖尿病性腎症に係る重症化予防対策として、未治療者勧奨およびかかりつけ医と連携した保健指導を実施する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 957人

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする

iv) コラボヘルスの推進（企画総務グループ）

①事業所への文書・電話及び訪問勧奨等を実施し、「わかやま健康づくりチャレンジ運動」登録事業所数を拡大する。

②生命保険会社等協力事業者と連携した「わかやま健康づくりチャレンジ運動」登録事業所勧奨を実施する。

③「わかやま健康づくりチャレンジ運動」登録事業所に対し、取り組みレポートの提供、測定器の貸し出し、健康教室等、各種健康づくりサポートを実施し、フォローアップを実施する。

④県の「わかやま健康推進事業所認定制度」に認定される事業所数を拡大する。（令和5年度目標：250社以上）

⑤県内経済団体と連携し、健康経営セミナーを開催し、健康づくりに取り組む事業所を拡大する。

⑥日本健康会議の「健康経営優良法人認定制度」認定事業所数を拡大する。(令和5年度目標：中小規模法人部門150社以上)

⑦事業所カルテを活用し事業所における健康づくりを推進する。また、業態別事業所カルテを活用し、関係団体に健康づくりの働きかけを行う。

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を860事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

（2） 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進（企画総務グループ）

①健康保険制度や健康づくり、インセンティブ制度について、各種広報媒体や動画など活用し広報を幅広く実施する。

②加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信するため、本部で作成した全支部共通広報資材を積極的に活用しつつ、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。

③健康保険委員の委嘱数を拡大するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会の開催、広報誌を通じた情報提供、健康保険委員表彰を実施する。

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を62.7%以上とする

(3) ジェネリック医薬品の使用促進（企画総務グループ）

- ①ジェネリック医薬品軽減額通知サービスによる使用促進を図り、その効果や本部から提供されるデータを活用した使用割合の分析を行い、ジェネリック医薬品使用割合向上への施策や意見発信につなげる。
- ②「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して使用割合への影響が大きい医療機関・薬局に対する働きかけや薬局の属性を踏まえたアプローチを実施する。
- ③加入者向けジェネリック医薬品使用促進啓発リーフレットを作成・配付し、ジェネリック医薬品の使用割合向上を図る。
- ④ジェネリックカルテ等を活用し、県や関係機関と連携して、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施する。
- ⑤和歌山県医薬品安全安心使用懇話会において支部の取り組みについて意見発信を実施する。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で 80.0%以上とする

（※）医科、DPC、歯科、調剤

(4) インセンティブ制度の着実な実施及び広報（企画総務グループ）

令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう周知広報を行う。

(5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信（企画総務グループ）

①医療データの分析結果や国・都道府県等から提供された医療データを活用し、医療審議会、地域医療構想調整会議、県医療計画策定の場や各種協議会で、エビデンスに基づく意見発信を実施する。

②地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携し、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

(6) 調査分析の推進（企画総務グループ）

①レセプトデータや本部から提供される各種情報リストを活用し、医療費の地域差や健診結果リスク等について分析を実施し、課題を抽出する。

②医療費等の分析結果について、ホームページや広報誌等により加入者や事業主へ情報提供を実施する。

③支部のデータヘルス計画におけるデータ分析を行い、評価や計画修正を実施する。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。

3. 組織・運営体制関係
(企画総務グループ)

(1) 人事評価制度の適正な運用

人事評価制度の運用を通じて、日々業務管理や業務指導を行い、組織目標の達成及び職責に応じた人材育成を図る。
また、公平な評価を行い、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

(2) OJTを中心とした人材育成

OJTを中心とし、効果的に各種研修・自己啓発(Off-JT)を組み合わせる。また、戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成を行う。

(3) 支部業績評価の向上

支部業績評価を検証し、支部課題への対策を検討・実践することで、支部の業績向上を図る。

(4) 内部統制の強化

①リスク管理

大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティインシデントへの対応など、各種規程・マニュアルに基づき、リスク管理を実施する。また、自主点検や職員研修、避難訓練を実施し、全支部体制でリスク管理を徹底する。

②コンプライアンスの徹底

法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修やコンプライアンス委員会の開催等を通じてその徹底を図る。

(5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

①調達

経費削減の施策として、入札の競争性を高めるため、公告後の声掛け及び日数に余裕を持たせた公告期間・納期を設定し、一者応札の削減に取り組む。また、一者応札となった入札案件については、事業者へヒアリング等実施し次の調達改善につなげる。

また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告(ホームページ等で調達案件を

公示し広く見積書の提出を募る方法)を実施する。

②「和歌山支部経費節減マニュアル」の周知実行

「マニュアル」については、実効性を持たせるため職員に周知を行い、経費削減意識の向上を図る。

- KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする